資料8

概要版

案

（R8.10.16時点）

第５次
船橋市男女共同参画計画

fプラン（えふ）

令和9年度（2027年度）～令和13年度（2031年度）

船 橋 市

男女共同参画社会とは

男女が互いにその人権を尊重し、共に責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男女共同参画社会が実現すると

■家事・育児・介護などを家族で協力
■男性の家庭への参画が進むことで、男女がともに家事や育児に参加

↓

家庭生活の充実

■男性も女性も、均等な機会と待遇が確保され、個性や能力を十分に発揮
■男性も女性も、家庭・地域生活との両立ができ、いきいきと働けます

↓

職場に活気

■男性も女性も、ボランティア活動などに関わり、活力ある地域コミュニティが形成
■育児・介護を地域で支えて、孤立感や不安感が解消され安心な地域に

↓

地域力の向上

計画の概要

計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年から「船橋市男女共同参画計画（fプラン※1）」を策定し、さまざまな施策を実施してまいりました。

しかしながら、社会のさまざまな場面で依然として男女平等と感じる人の割合が少ないことや、家事・育児・介護の負担が女性に偏っている現状など、解決すべき課題が残されています。また、配偶者等からの暴力や性暴力など、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みも引き続き実施していく必要があります。

第4次船橋市男女共同参画計画の計画期間が令和8年度で終了することから、基本的には第4次計画を踏襲しつつ、目指す姿を「性別にかかわりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会」と定め、国、県の計画を参考に、「第5次船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定しました。

目指す姿

性別にかかわりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会



※1.「船橋（Funabashi）に住む女性と男性が、ともに未来（future）に向かって、“～らしさ”にしばられない自由（free）な発想で、新境地（frontier）を切り開いてゆく」という意味を込めて名づけました。

計画の性格

「男女共同参画社会基本法」に基づく本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画及び「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画として位置づけます。



計画の期間

令和９年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの５年間です。

計画の基本理念

本市では、男女共同参画社会基本法の５つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

（1）　男女の人権の尊重
（2）　社会における制度又は慣行についての配慮
（3）　政策等の立案及び決定への共同参画
（4）　家庭生活における活動と他の活動の両立
（5）　国際的協調



SDGs(持続可能な開発目標)17のゴールは、令和12年(2030年)までの国際目標です。ゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを掲げています。

施策の体系

目指す姿

性別にかかわりなく個人として尊重され、公平な機会のもと、誰もが笑顔で暮らすことのできる社会

課題		方針	方策
Ⅰあらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進	★	1 政策・方針決定過程における男女共同参画の促進	①政治・行政分野における女性の参画拡大
			②地域における女性の参画拡大
	★	2 育児・介護の支援基盤の整備	③育児支援の充実
			④介護支援の充実
Ⅱ働く場における女性活躍の推進	★	3 働く場における女性への活躍支援	⑤企業における女性の参画拡大
			⑥女性の就業・復職・起業への支援
	★	4 誰もが働きやすい職場環境づくり	⑦多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知
			⑧仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）
			⑨ハラスメントが行われない職場づくりの促進
Ⅲ安全・安心な暮らしの実現	◆	5 困難な問題を抱える女性への支援	⑩困難な問題を抱える女性への相談・支援の充実
		6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	⑪生活上の困難に直面する女性等への支援
			⑫性の多様性に関する理解の促進と支援
			⑬高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備
			⑭男女共同参画の視点に立った防災体制の確立
Ⅳ配偶者等からの暴力の根絶	☆	7 暴力の予防と根絶のための基盤づくり	⑮暴力根絶のための予防啓発・教育
			⑯暴力に関する相談・支援体制の充実
	☆	8 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	⑰暴力の被害者の安全確保と自立支援
Ⅴ男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	★	9 男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進	⑱固定的性別役割分担の解消促進
			⑲男女共同参画推進のための啓発・相談
		10 男女共同参画に関する教育等の推進	⑳男女共同参画推進に関する教育・学習の機会の充実

計画の総合的・効果的な推進

★…女性活躍推進法に基づく市町村推進計画
☆…DV防止法に基づく市町村基本計画
◆…困難女性支援法に基づく市町村基本計画

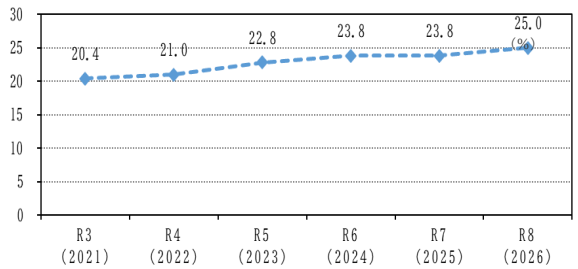
課題Ⅰ　あらゆる分野・ステージにおける男女共同参画の推進

方針1　政策・方針決定過程における男女共同参画の促進

政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、市職場において女性職員を管理監督職へ積極的に登用するとともに、市が設置する審議会等への女性委員の参画を推進します。

また、多様な住民が地域活動へ参画することは、異なる視点による課題解決や社会的な公平性の向上など、住民主体のまちづくりの活性化や持続可能なまちづくりを進める上で重要であり、性別に関係なく地域活動や社会活動に参画できる環境づくりや支援に取り組みます。

市職場における管理監督職（課長補佐級以上）の女性職員の割合（船橋市）



出所：人事課資料から作成（各年4月1日時点）

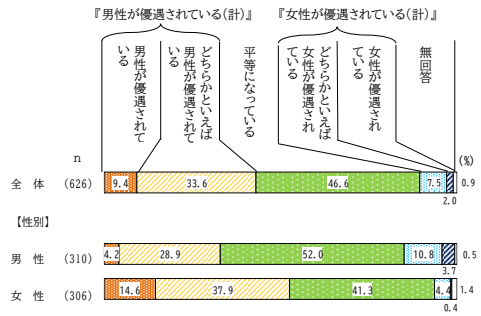
方策①政治・行政分野における女性の参画拡大

- ○ 女性の登用拡大と女性職員のキャリア形成を支援する研修を実施する
- ○ 市が設置する審議会等への女性の参画を積極的に推進する

方策②地域における女性の参画拡大

- ○ 女性が積極的に地域活動に参画できる環境づくりを行う
- ○ 女性の社会参加促進のための支援を行う

地域の中で男女の地位の平等感



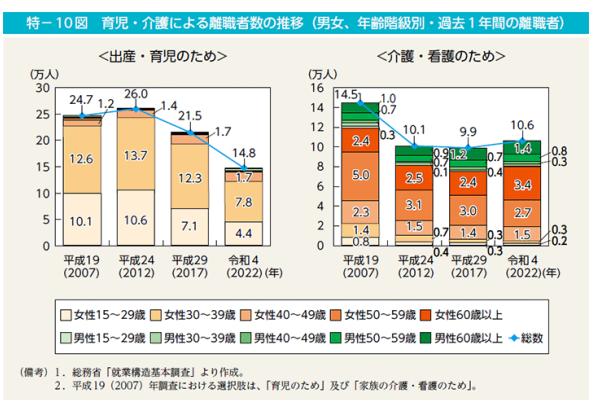
出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方針2　育児・介護の支援基盤の整備

離職理由別の過去１年間の離職者の推移をみると、「出産・育児のため」とする離職者は減少している一方、「介護・看護のため」とする離職者は横ばいから増加傾向にあります。

育児や介護をしながらも、自らの希望する生き方を実現できるよう、育児支援、介護支援体制の整備に取り組みます。

育児・介護による離職者数の推移（全国、過去1年間の離職者）



出所：令和6年版男女共同参画白書（内閣府）

方策③育児支援の充実

- ○ 子育てに関する相談業務・情報提供の充実を図る
- ○ 多様なニーズに対応した保育等サービスの充実を図る
- ○ 子育てに関する学習機会を提供する
- ○ 地域における子育て支援事業の充実を図る
- ○ 子どもの安全な通学経路等を確保する

方策④介護支援の充実

- ○ 介護サービスの充実を図ることで、介護者の負担を軽減する
- ○ 地域での支え合いにより、介護者の負担を軽減する

課題Ⅱ　働く場における女性活躍の推進

方針3　働く場における女性への活躍支援

職場における男女共同参画の実現のため、企業における女性の参画拡大の啓発や女性の就業、復職、起業への支援に取り組みます。

継続就業を望んでいる女性が子育て・介護等により就業を中断することなく継続できるように支援に取り組みます。また、就業を中断した女性の意欲と能力を十分に発揮できるようにするために再就職や起業などの支援に取り組みます。



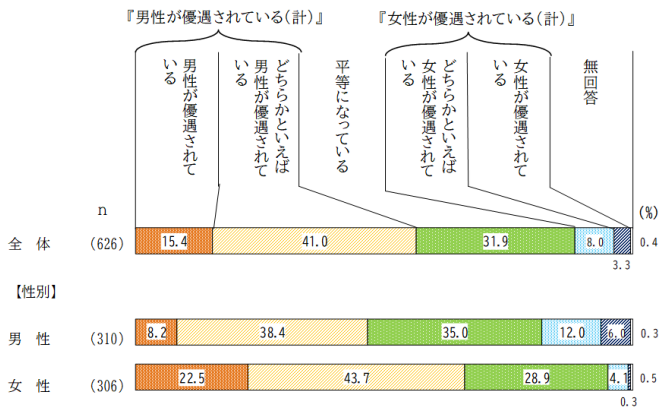
方策⑤企業における女性の参画拡大

○ 女性の積極的な登用に向けて啓発活動を行う

方策⑥女性の就業･復職･起業への支援

○ 女性の就業・復職・再就職及び起業の支援や制度の周知を行う

職場における男女の地位の平等感



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

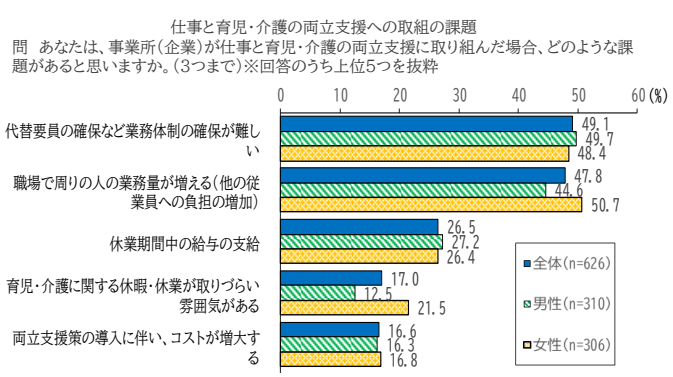
方針4　誰もが働きやすい職場環境づくり

性別にかかわらず、仕事と家庭の二者択一を迫られることなくその能力を十分に発揮するとともに、正当な評価と報酬を得られる社会の実現に向け、引き続き雇用の場等における機会や賃金の男女格差の解消に取り組みます。

また、ハラスメントの防止や、男性中心型労働慣行の是正、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、誰もが働きやすい職場環境づくりを進めます。

仕事と育児･介護の両立支援への取組の課題

問　あなたは、事業所(企業)が仕事と育児･介護の両立支援に取り組んだ場合、どのような課題があると思いますか。(3つまで)※回答のうち上位5つを抜粋



出所：令和7年度船橋市男女共同参画市民アンケート

方策⑦多様で柔軟な働き方を可能にするための支援と制度の周知

○ 多様で柔軟な働き方や各種法令・制度の周知を図り、学習機会を提供する

方策⑧仕事と生活の調和(ワーク･ライフ･バランス)の推進

○ ワーク・ライフ・バランスの必要性について、企業等への意識啓発や学習機会を提供する

○ 男性の子育てへの参画を促進するための情報や学習機会を提供する

○ 男性の育児休業の取得を促進する

○ 男性の介護への参画を促進するための情報や学習機会を提供する

○ 不妊治療と仕事の両立を支援する

方策⑨ハラスメントが行われない職場づくりの促進

○ ハラスメントに関する認識を深め、被害防止に向けて情報提供や意識啓発を行う

課題Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現

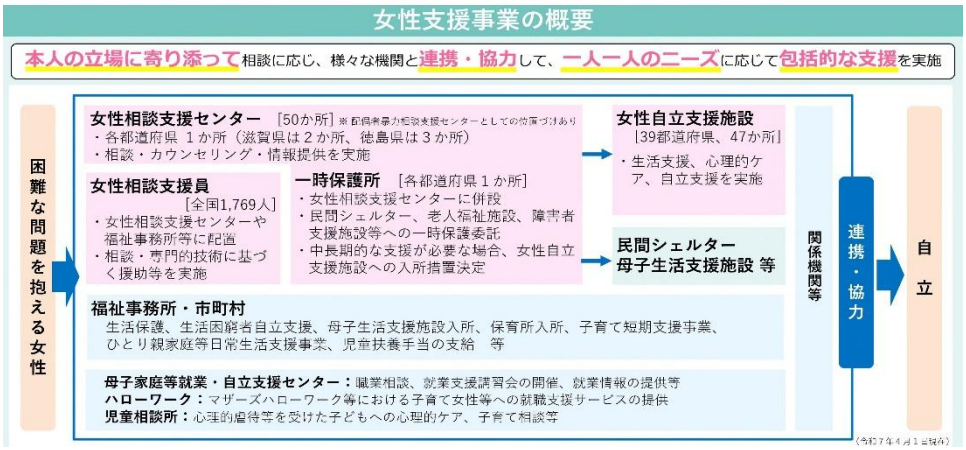
方針5　困難な問題を抱える女性への支援

　困難女性支援法では、支援等の対象となる女性について、「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」と規定しています。

　困難な問題を抱える女性に寄り添い傾聴すると同時に、支援を必要とする方に確実に支援が届く体制を構築するための取り組みを進めます。

方策⑩困難な問題を抱える女性への相談・支援の充実

- ○ 困難な問題を抱える女性の相談業務の充実や自立のための支援を行う



出所：厚生労働省資料

方針6　誰もが安心して暮らせる環境の整備

　ひとり親家庭の親子や若年無業者等が社会的・経済的に安心して生活できるよう自立のための支援を行うとともに、それぞれの状況に応じた就労等の支援を行います。

　性的少数者、高齢者、障害者、外国人が地域で安心して暮らせるよう支援します。

　災害時の備えとして、男女共同参画の視点に立った地域活動が推進されるよう意識啓発を行うとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場に女性の参画拡大を図ります。

方策⑪生活上の困難に直面する女性等への支援

- ○ ひとり親家庭等に対して、相談業務の充実や自立のための支援を行う
- ○ 若年無業者等が経済的に自立することができるように相談業務の充実や就労・学習支援を行う
- ○ 困難を抱える人への相談業務の充実や多様な主体間の連携による支援を行う

方策⑫性の多様性に関する理解の促進と支援

- ○ 性的少数者への理解の促進を図る
- ○ 性的少数者を支援する

方策⑬
高齢者、障害者、外国人が安心して暮らせる環境整備

- ○ 地域で暮らす高齢者が安心して生活できるよう支援を行う
- ○ 障害を理由とする差別を解消するための啓発を行う
- ○ 障害者の就労を支援する
- ○ 外国人を対象とした相談や学習機会を提供する

方策⑭男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

- ○ 災害時に男女共同参画の視点に立った避難所運営等ができるよう、平常時からの取組を行う
- ○ 防災の現場における女性の参画拡大

課題Ⅳ　配偶者等からの暴力の根絶

方針7　暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ＤＶ被害の潜在化の防止と問題の早期解決のため、ＤＶ被害者が相談しやすいよう、相談機関の周知及び相談・支援体制の充実を図ります。また、ＤＶやデートＤＶについて正しい知識や情報の普及、啓発に加え、加害者に対する意識啓発を行うなど、ＤＶの未然防止につなげていきます。

方策⑮暴力根絶のための予防啓発・教育

- ○ 暴力の加害者にも被害者にもならないよう、啓発活動を行うとともに、学習機会を提供する
- ○ 暴力がないまちづくりを進める

方策⑯暴力に関する相談･支援体制の充実

- ○ 暴力に関する相談業務の充実を図る

方針8　配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ＤＶ被害者が安全で平穏な生活を送れるよう関係機関と連携し、被害者の置かれた状況及び実情に応じた支援や情報提供を行います。また、ＤＶ被害と児童虐待との相互の支援の隙間が生じないよう関係機関が連携を図り、ＤＶ被害者が早期に安定した生活基盤が確保できるよう継続的な支援をしていきます。

方策⑰暴力の被害者の安全確保と自立支援

- ○ 暴力の被害者の安全確保を図る
- ○ 暴力の被害者の自立支援と関係機関との連携を行う

課題Ⅴ　男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

方針9　男女共同参画推進のための意識改革、理解の促進

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するための意識改革と理解の促進に取り組みます。また、男女共同参画の考え方を根付かせるために、様々な機会を通じた広報・啓発活動や相談業務を積極的に、かつ、継続的に取り組みます。

方策⑱固定的性別役割分担の解消促進

- ○ 固定的性別役割分担意識の解消に関する意識啓発を行う

方策⑲男女共同参画推進のための啓発･相談

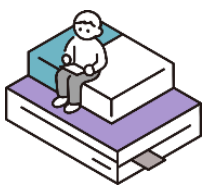
- ○ 男女共同参画の視点に立った相談業務の充実を図る
- ○ 男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動の推進と支援を行う

方針10　男女共同参画に関する教育等の推進

男女共同参画社会の形成は、女性だけではなく、男性にとっても、より暮らしやすくなるものであることや、性別にかかわりなく個性や能力を発揮することへの理解、参画に関する理解が深まるよう、社会教育・学校教育の場において、男女共同参画に関する教育及び学習機会の提供を推進します。

方策⑳
男女共同参画推進に関する教育･学習の機会の充実

- ○ 教育の場における男女共同参画推進のための意識の醸成を図る



※各ページのグラフの構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100%とならない場合があります。

令和９年３月発行　船橋市　市民生活部　市民協働課　〒273-0011　船橋市湊町２丁目１０番１８号　TEL047-436-2107　FAX047-436-3063